



## 東日本大震災に係る義援金等を募集する募金団体に拠出された義援金等に係る個人住民税の寄附金税額控除の取扱いについて

### 質 問

今般の東日本大震災によって被災した被災者等の救援を目的とし、さまざまな団体が義援金等の募集活動を行っているのをよく見かけます。このような団体に対して、被災者救援の趣旨に賛同し、個人として義援金等を拠出した場合、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができますか。

### 回 答

当該義援金等が、東日本大震災による被災者又は被災地方団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対するものであり、最終的に被災地方団体又は被災者に配分されることが、新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等において明らかにされていれば、地方団体に対する「ふるさと寄附金」として、個人住民税における寄附金税額控除の対象として差し支えありません。

### 解 説

#### 1. 寄附金税額控除制度の概要

個人住民税における寄附金税額控除は、地方税法(以下「法」という。)において、次の4つの類型が規定されています。

- ①都道府県、市町村又は特別区(以下「地方団体」という。)に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)(法第37条の2第1項第1号、第314条の7第1項第1号)
- ②社会福祉法第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限り)に対する寄附金又は日本赤十字社

に対する寄附金(当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限り)で政令で定めるもの(法第37条の2第1項第2号、第314条の7第1項第2号)

- ③所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(④の寄附金を除く。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県又は市町村の条例で定めるもの(法第37条の2第1項第3号、第314条の7第1項第3号)
- ④特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県又は市町村の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)(法第37条の2第1項第4号、第314条の7第1項第4号)

※②、③、④については東京都特別区の区域内においても準用されます(法第734条第3項)。

#### 2. 「ふるさと寄附金」(ふるさと納税)について

1. の①～④で述べた寄附金税額控除制度の各類型のうち、①については、「ふるさと寄附金」(ふるさと納税)と呼ばれています。

これは、現住所地の自治体に納付すべき個人住民税の一部について、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、平成20年度税制改正で、従来からあった寄附金税制

を大幅に拡充する形で導入されたものです（平成21年度分以後の個人住民税について適用）。具体的には、控除方式を従来の所得控除方式から税額控除方式に改められるとともに、控除対象限度額が総所得金額等の25%から30%（地方団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）に引き上げられました。また、適用下限額については従来の10万円から5千円に引き下げられ、さらに平成23年度の改正において2千円に引き下げられました（平成24年度分以後の個人住民税について適用）。

なお、適用下限額を超える部分の寄附金については、所得税と合わせて全額が控除されるよう、控除額を加算する措置が講じられています。

ただし、納税者間の公平性の観点や「地域社会の会費」という個人住民税の性格を踏まえ、当該措置による控除額を加算は無制限に認められているものではなく、個人住民税所得割の1割が上限とされています（法第37条の2第2項、第314条の7第2項、同法附則第5条の5）。

なお、「ふるさと寄附金」の対象となる地方団体については、人によって「ふるさと」に対して持つイメージは様々であることや、納税者の意思を尊重する観点等から、対象団体は限定されておらず、出生地や過去の居住地等だけでなく、全ての都道府県、市町村及び特別区が対象とされています。

### 3. 東日本大震災に係る義援金等の取扱いについて

今般の東日本大震災の発生以降、被災者又は被災地方団体の救援を目的として義援金等を募集する活動を行う団体が数多く結成されており、また、これらの募金団体に対する義援金等も全国から多く寄せられているところです。こうした義援金等について、個人住民税における寄附金税額控除の適用を受けることができるかどうかが問題となります。

この点について、国税である所得税においては、所得税法第78条で寄附金控除に係る規定を定めますが、同条第2項第1号で定める国又は地方公共団体に対する寄附金についての解釈を示した所得税基本通達では、「災害救助法第2条（被救助者）の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域とし

て指定した区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）に対して拠出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等（災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方公共団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方公共団体が組織するものをいう。）に対して、拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるとき」は、地方団体に対する寄附金に該当するものとされています（同通達78-5）。

これは、災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等は、形式上は地方団体に対する寄附金ではありませんが、この場合における募金活動を行う団体は、地方団体に対する寄附金の取集めの機関にすぎないものとみられることから、当該義援金等は一定の要件を満たせば地方団体に対する寄附金として取り扱うこととしているものです。

個人住民税においても、これまで行政事例（平成5年10月21日自治市第76号自治省税務局市町村税課長回答「災害救助法第32条の規定により救助又はその応援の委託を受けた日本赤十字社又はこれに協力する募金団体に対して拠出した義援金等の個人住民税における取扱いについて」）や通知（平成22年6月4日総税市第45号総務省自治税務局市町村税課長通知「宮崎県口蹄疫被害義援金として個人が社会福祉法人宮崎県共同募金会に支出した寄附金に係る個人住民税の取扱いについて」）等により、その考え方が示されていました。

そして、今般の東日本大震災の発生を受けて発出された通知（平成23年3月25日付け総税市第16号総務省自治税務局市町村税課長通知）により、その取扱いが示されたところです。

具体的には、東日本大震災による被災者又は被災地方団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、その義援金等が最終的に被災地方団体又は災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方団体が関係機関と組織する義援金配分委員会等に拠出されることが新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等で明らかに

されているものであれば、「ふるさと寄附金」として取り扱って差し支えないこととされています。

#### 4. 質問事例の検討について

以上の点を踏まえますと、今回のご質問にあった義援金等についても、「ふるさと寄附金」に該当するものとして取り扱って差し支えないと考えられます。

また、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受けようとする納税義務者が、個人住民税申告書に寄附金額を記載した場合の確認方法については、原則として地方団体が発行する受領書によるものとされていますが、今般の東日本大震災においてはその被害の状況に鑑み、前述の課長通知では、地方団体が発行する受領書に代えて、次の①から③のいずれかの書類等の提出を受けることにより確認しても差し支えないものとされています。

- ①募金団体が当該納税者に交付した受領書又は預り証（当該募金団体に対する義援金等が、最終的に被災地方団体又は災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方団体が関係機関と組織する義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされているものに限る。）
- ②振込依頼書の控又は郵便振替の半券（ともに原本に限る。）及びその書類等に記載された口座が、募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等の写し（募金団体が日本赤十字社又は中央共同募金会である場合についてはこれらの写しは不要。）
- ③新聞社等が募金団体である場合における寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等（住所、氏名及び寄附金額が記載されているものに限る。）

#### 5. おわりに

今般の東日本大震災による被害の甚大さは各種報道等で報じられている通りですが、震災復興支援のための義援金等もこれまでになく多く寄せられており、日本赤十字社へ寄せられた義援金だけでも、平成23年5月31日現在で、2,178億円余りに上っていま

す（同社ホームページより）。そのため、当該寄附金税額控除の適用事例も従来と比べて大幅に増加することが予想され、この義援金等の税制上の取扱いについて、多くの納税者から問合せが寄せられることと思われま

す。各市町村の住民税担当課においては、こうした状況を踏まえ、平成24年度課税に向けて、納税者に誤解や混乱を招かぬよう、制度の周知及び適正な事務処理に努めることが望まれます。

（大阪府総務部市町村課税政グループ）